

大和市告示第34号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月1日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第 号。以下「実施規則」という。）に基づく介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）及び介護予防通所型サービスの指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施規則において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の申請は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書により行うものとする。

2 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者の指定を行ったときは指定通知書により、指定しないこととしたときは不指定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更等の届出等)

第4条 指定事業者は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した第1号事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 指定事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定事業者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

- (4) 事業所の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 運営規程
- (7) 当該事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止するときは、その1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項に規定する届出は、事業の変更に係るものにあつては大和市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては、大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

(指定の更新申請等)

第5条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新に係る申請は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、指定の更新をすることとしたときは指定通知書により、指定の更新をしないこととしたときは不指定通知書により、申請者に通知するものとする。

(指定事業者の指定有効期間)

第6条 省令第140条の63の7の規定により本市が定める指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(事業所情報の提供)

第7条 市長は、第3条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、国、神奈川県又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定、指定更新、変更、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(様式)

第8条 この要綱の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、公表の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書	第3条
第2号様式	指定通知書	第3条及び第5条
第3号様式	不指定通知書	第3条及び第5条
第4号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書	第4条
第5号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業廃止・ 休止・再開届出書	第4条
第6号様式	大和市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新 申請書	第5条